

吸収分割に係る事後開示書面

2025年1月1日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏



東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社メディコ
代表取締役 毛利理紗 (那須理紗)



株式会社エムティーアイ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）及び、株式会社メディコ（以下「吸収分割会社」といいます。）は、吸収分割会社のルナルナメディコ事業に関する権利義務を吸収分割承継会社へ承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、会社法第791条第1項及び第2項、第801条第3項の定めに従い、次のとおり会社法施行規則第189条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本吸収分割が効力を生じた日
2025年1月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定に基づく、本吸収分割をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
本吸収分割に対する反対株主はいませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定に基づく、新株予約権者への通知又は公告は行っておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
吸収分割契約書において、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する債務については、吸収分割会社が重疊的債務引受を行うものとしていることから、会社法第789条の規定に基づく債権者への公告及び催告は行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の2の規定に基づく請求権は発生しません。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過
本吸収分割に対する反対株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

会社法第 799 条の規定に基づく公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
吸収分割承継会社は、2025 年 1 月 1 日をもって、吸収分割契約書に従い吸収分割会社よりルナルナメディコ事業に関する権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2025 年 1 月 6 日（予定）
6. 前 1. 乃至 5. のほか、吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上